

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
健康医療部 健康推進室	普通財産の貸付の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。					検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府公有財産規則】 (貸付状況の確認) 第39条 部局長等は、その所管する普通財産の貸付けの内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その貸付けに係る普通財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。
	種別	貸付数量	目的	年間貸付料	貸付期間	
	建物	(注 1) 175. 42㎡	公益財団法人大阪府保健医療財団本部及び大阪がん循環器病予防センター総合健診に係るスペース	(注 2) 2, 882, 330円	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで	
	建物	(注 3) 5033. 15㎡	大阪がん循環器病予防センター	免除	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで	
	(注 1) 公有財産台帳では、貸付数量の変更に伴う登載が行われず「66. 25㎡」のまま放置されていた。 (注 2) 公有財産台帳では、年間貸付料の変更に伴う登載が行われず「1, 007, 050円」のまま放置されていた。 (注 3) 公有財産台帳では、貸付数量の変更に伴う登載が行われず「5142. 32㎡」のまま放置されていた。					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年6月5日から同月19日まで）